

横浜健康経営認証委員会（部会）設置要綱

制定 平成 28 年 11 月 1 日 健保事第 2136 号（局長決裁）
最近改正 令和 5 年 3 月 24 日 健保事第 3956 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、「横浜健康経営認証制度」に係る審査等を行うため、健康横浜 2 1 推進会議運営要綱第 7 条第 1 項に基づき、健康横浜 2 1 推進会議（以下「推進会議」という。）の部会として、「横浜健康経営認証委員会」（以下「委員会」という。）を置き、委員会の運営その他必要な事項について定めるものとする。

（内容）

第 2 条 委員会は、次の事項について調査審議を行うものとする。

- （1）「横浜健康経営認証制度」の審査に関する事項
- （2）別途定める「横浜健康経営認証事業実施要綱」の認証基準等の改正に関する事項
- （3）その他、制度運営上必要な事項

（構成）

第 3 条 委員会は、推進会議の委員、健康横浜 2 1 推進会議運営要綱第 4 条に基づく臨時委員のうちから、推進会議の会長が指名する者をもって組織する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた時の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員任命後、委員長選出前の委員会の会議は、推進会議の会長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長とする。

3 委員会は、委員の過半数の出席により開催する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員会の議事を効率的に運営するため、委員は会議開催前に書面による予備審査をすることができる。

6 委員会を欠席する予定の委員は、第2条に関する意見を書面により事前に提出することができる。

(会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、第2条第1号については、同条例第31条1項2号の規定により、非公開とする。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(推進会議への報告)

第9条 委員会は、会議内容及び審査結果を推進会議へ報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 委員及び関係者は、委員会の運営上知りえた秘密を厳守するとともに、これを他に利用してはならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局健康推進課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年11月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。